

令和6年第5回（9月）出雲崎町議会定例会会議録

議事日程（第1号）

令和6年9月12日（木曜日）午前9時30分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議会報告第 8号 陳情の常任委員会付託報告について
- 第 4 議会報告第 9号 諸般の報告について
- 第 5 議会報告第10号 閉会中の継続調査の結果報告について
- 第 6 議案第56号 町長専決処分について（令和6年度出雲崎町一般会計補正予算（第5号））
- 第 7 議案第57号 出雲崎町特別職の職員で非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 8 議案第58号 出雲崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 第 9 議案第59号 出雲崎「子は宝」多世代交流館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第10 議案第60号 令和5年度出雲崎町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第11 議案第61号 令和5年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第12 議案第62号 令和5年度出雲崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第13 議案第63号 令和5年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第14 議案第64号 令和5年度出雲崎町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第15 議案第65号 令和5年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第16 議案第66号 令和5年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第17 議案第67号 令和5年度出雲崎町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第18 議案第68号 令和5年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第19 議案第69号 令和6年度出雲崎町一般会計補正予算（第6号）について
- 第20 議案第70号 令和6年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第21 議案第71号 令和6年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 第22 議案第72号 令和6年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第23 議案第73号 令和6年度出雲崎町簡易水道事業会計補正予算（第1号）について
- 第24 議案第74号 教育委員会委員の任命について

第25 議案第75号 教育委員会委員の任命について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（10名）

1番	小林玲子	2番	高橋速円
3番	三輪正	4番	高桑佳子
5番	宮下孝幸	6番	石川豊
7番	中田孝信	8番	島明日香
9番	加藤修三	10番	中野勝正

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	仙海直樹
副町長	山田正志
教育長	曾根乗知
会計管理者	前田研
総務課長	権田孝夫
町民課長	相澤修一
保健福祉課長	金泉修一
こども未来室長	寺尾勉
産業観光課長	内藤良治
建設課長	小崎一博
教育課長	吉岡育子
建設課参事	日山正春
総務課参事	大谷博章
こども未来室参事	星野昌子
代表監査委員	関川嘉夫

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	権頭昇
書記	山田祥汰

◎開会及び開議の宣告

○議長（中野勝正） ただいまから令和6年第5回出雲崎町議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

◎会期日程の報告

○議長（中野勝正） 議会運営委員長から、8月9日に委員会を開催し、本定例会の議会運営に関し、お手元に配付しました会期日程表のとおり決定した旨報告がありましたので、ご協力願います。

◎議事日程の報告

○議長（中野勝正） 本日の日程は、議事日程第1号のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（中野勝正） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、5番、宮下孝幸議員及び6番、石川豊議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（中野勝正） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月24日までの13日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月24日までの13日間に決定しました。

◎議会報告第8号 陳情の常任委員会付託報告について

○議長（中野勝正） 日程第3、議会報告第8号 陳情の常任委員会付託報告について。

本定例会までに受理した陳情については、会議規則第92条第1項の規定により、お手元に配付しました陳情文書表のとおり所管の委員会に付託しましたので、報告します。

◎議会報告第9号 諸般の報告について

○議長（中野勝正） 日程第4、議会報告第9号 諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査結果報告書が監査委員からお手元に配りましたとおり提出がありました。

次に、議員派遣の結果について報告します。加藤修三議員から、去る7月23日に開催された町村議会議員研修会について、お手元に配りましたとおり報告書の提出がありました。

そして、私、中野勝正は去る8月27日に開催された新潟県後期高齢者医療広域連合議会定例会に出席しました会議結果については、お手元に配りました報告書のとおりです。

◎議会報告第10号 閉会中の継続調査の結果報告について

○議長（中野勝正） 日程第5、議会報告第10号 閉会中の継続調査の結果報告を行います。

総務文教常任委員長、4番、高桑佳子議員。

○総務文教常任委員長（高桑佳子） 総務文教常任委員長報告をいたします。

総務文教常任委員会が行った所管調査について、会議規則第77条の規定により、その経過と結果についてご報告いたします。

本委員会が閉会中の継続調査といたしました事件名、防災問題についてですが、去る7月11日に災害備蓄品の状況について現地調査を行いました。説明員として権田総務課長、帆苅庶務防災係長から同行いただき、当町16か所の指定避難所のうち、西越地区農村環境改善センター、海岸公民館、天領の里の3か所と役場多目的棟を現地調査いたしました。

また、西越地区農村環境改善センターでは、原子力災害時に外部の汚染物質を取り込まないフィルトリングシステムを見学し、説明を受けました。

また、視察後に役場議員控室において意見交換を行いました。その中から主なものについて3点ご報告いたします。

1、備蓄品の中に簡易トイレはあったが、ティッシュペーパー、トイレットペーパーも必要と思う。また、アルミシートの備蓄はあるが、ゴミ袋や雨よけ、防寒など様々な用途で使える大きなビニール袋や乾電池など、使用期限がなく、あると役に立ちそうなものが用意できないか。

2、持病をお持ちの方、酸素吸入が必要な方など、要支援者名簿で対象者の把握と対応できるように準備する必要があるのではないか。

3、備蓄品については、そこに何があるのか、災害時に取りに来る人、配る人が探さなくても一目で分かるように掲示と整理を工夫いただきたいなどの意見が出されました。総務課からは、すぐにできることから対応するとの話がありました。

昨今、災害は頻発しているように感じられますが、いつ、どのようなことが起こるか予測が付きません。町民の皆様の安心、安全のため、当委員会として町の防災問題について、環境整備、改善のために努めてまいりたいと考えます。

以上、総務文教常任委員会、閉会中の事務調査報告といたします。

○議長（中野勝正） 以上で閉会中の継続調査について常任委員長報告を終わります。

◎議案第56号 町長専決処分について（令和6年度出雲崎町一般会計補正予算
（第5号））

○議長（中野勝正） 日程第6、議案第56号 町長専決処分について（令和6年度出雲崎町一般会計補正予算（第5号））についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（仙海直樹） ただいま上程されました議案第56号についてご説明を申し上げます。

このたびの専決処分は、8月の全員協議会でご説明いたしました上中条地内の緑のばんそうこう事業と上野山地内の農業用パイプライン復旧事業補助に係る関係予算について、8月5日に専決処分をしたものであります。

補正の内容は、歳出予算では、6款農林水産業費において工事請負費を計上し、14款災害復旧費において負担金補助及び交付金を計上いたしました。

歳入予算では、緑のばんそうこう事業に係る分担金、補助金及び町債を計上いたしました。

これによりまして、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ197万5,000円を追加し、予算総額を37億367万5,000円とするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中野勝正） 補足説明がありましたら、これを許します。

総務課長。

○総務課長（権田孝夫） 補足説明をさせていただきます。

歳出予算の341ページからお願いいたします。6款農林水産業費、2項2目林業振興費では、県緑のばんそうこう事業の応急仮工事及び本工事分として170万円を計上いたしました。

14款災害復旧費、2項1目農業用施設災害復旧費では、補助率50%の町農業用施設災害復旧事業補助金27万5,000円を計上いたしました。

続きまして、歳入予算の339ページをお願いいたします。県緑のばんそうこう事業に係る歳入として、14款分担金及び負担金では10%分の分担金17万円、17款県支出金では補助率50%の補助金85万円、23款町債では60万円を計上いたしました。

以上です。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（中野勝正） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第56号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は起立によって行います。

議案第56号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中野勝正） 起立全員です。

したがって、議案第56号は原案のとおり承認されました。

◎議案第57号 出雲崎町特別職の職員で非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（中野勝正） 日程第7、議案第57号 出雲崎町特別職の職員で非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（仙海直樹） ただいま上程されました議案第57号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、学校医関係の報酬額を現行では年額6万6,600円としておりますが、長岡市と合わせて年額6万8,000円に報酬額を改正し、令和6年4月1日から適用するものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いをいたします。

○議長（中野勝正） 補足説明がありましたら、これを許します。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（中野勝正） お諮りします。

ただいま議題となっております議案第57号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 異議なしと認めます。

したがって、議案第57号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は起立によって行います。

議案第57号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中野勝正） 起立全員です。

したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

◎議案第58号 出雲崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

○議長（中野勝正） 日程第8、議案第58号 出雲崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（仙海直樹） ただいま上程されました議案第58号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの条例改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の公布により一部改正するものです。令和6年12月2日から被保険者証等の発行が廃止されることに伴い、引用する条項等を定めるものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いをいたします。

○議長（中野勝正） 補足説明がありましたら、これを許します。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（金泉修一） 補足説明をいたします。

本年12月2日に被保険者証等の発行が廃止されることに伴いまして、国民健康保険法第9条中の被保険者等に関する条文が削除されたことから、条例中の引用している項ずれの改正を行うものでございます。あわせて、被保険者等の返還に応じない者に対し処罰の過料を科す条件を削除するものでございます。

この条例は、令和6年12月2日から施行いたします。

補足は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（中野勝正） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第58号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 異議なしと認めます。

したがって、議案第58号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は起立によって行います。

議案第58号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中野勝正） 起立全員です。

したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

◎議案第59号 出雲崎「子は宝」多世代交流館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（中野勝正） 日程第9、議案第59号 出雲崎「子は宝」多世代交流館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（仙海直樹） ただいま上程されました議案第59号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正では、多世代交流館屋外遊具整備に伴い、当該施設に係る必要事項について本条例に取り込み、所要の改正を行うものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いをいたします。

○議長（中野勝正） 補足説明がありましたら、これを許します。

こども未来室長。

○こども未来室長（寺尾 勉） 補足説明をいたします。

改正内容につきましては、多世代交流館屋外遊具の新設に伴い、条例の題名及び関連条文を改正するものであります。

また、第3条、名称及び位置におきましては、新設する施設の名称を屋外こども広場とし、位置を出雲崎町大字小竹190番地1としております。

また、別表中の「室名」を「室名等」に改め、屋外こども広場を新たに加え、併せて使用料について無料とするものでございます。

この条例は、令和6年10月1日から施行いたします。

補足は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（中野勝正） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第59号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 異議なしと認めます。

したがって、議案第59号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は起立によって行います。

議案第59号は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中野勝正） 起立全員です。

したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

◎議案第60号 令和5年度出雲崎町一般会計歳入歳出決算認定について

議案第61号 令和5年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第62号 令和5年度出雲崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第63号 令和5年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定
について

議案第64号 令和5年度出雲崎町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定に
ついて

議案第65号 令和5年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳
出決算認定について

議案第66号 令和5年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認
定について

議案第67号 令和5年度出雲崎町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定につ
いて

議案第68号 令和5年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計歳入歳出決算認
定について

○議長（中野勝正） 日程第10、議案第60号 令和5年度出雲崎町一般会計歳入歳出決算認定につ
いて、日程第11、議案第61号 令和5年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定につ
いて、日程第12、議案第62号 令和5年度出雲崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定につ
いて、日程第13、議案第63号 令和5年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につ
いて、日程第14、議案第64号 令和5年度出雲崎町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定につ
いて、日程第15、議案第65号 令和5年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定
について、日程第16、議案第66号 令和5年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認
定について、日程第17、議案第67号 令和5年度出雲崎町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定に
ついて、日程第18、議案第68号 令和5年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計歳入歳出決算認定
について、以上議案9件を一括議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（仙海直樹） ただいま上程されました議案第60号から議案第68号まで、令和5年度各会計の
決算認定につきまして、一括してご説明を申し上げます。

なお、説明に当たりましては、便宜上、決算額は1,000円単位とさせていただきます。

初めに、議案第60号をご説明いたします。令和5年度の一般会計予算額は、当初予算34億3,000万
円に前年度からの繰越明許費5,327万4,000円を加え、34億8,327万4,000円でスタートいたしました。
途中13回の補正予算で4億585万5,000円を追加して、最終予算規模は38億8,912万9,000円となりま
した。

決算額は、歳入総額が38億4,813万8,000円、歳出総額が36億9,027万4,000円となり、歳入歳出差
引額は1億5,786万4,000円で、翌年度へ繰り越すべき財源1,829万9,000円を除くと、実質収支額は

1億3,956万5,000円の黒字決算となりました。

歳入決算額は、前年度に比べ1,726万6,000円、0.5%の増となっております。

歳入の主なものは、多い順から、地方交付税が18億6,105万2,000円で、歳入総額に占める割合は48.4%となっております。次いで町税が4億3,176万2,000円で11.2%、国庫支出金が4億680万2,000円で10.6%、県支出金が3億2,207万2,000円で8.4%の順であります。

歳入を一般財源と特定財源に分けて見ますと、町税や地方交付税などの一般財源は28億5,974万5,000円で、歳入全体の割合は74.3%となり、前年度より1.2ポイント増加となりました。一方、国庫支出金、地方債などの特定財源は9億8,839万3,000円で、歳入全体の割合は25.7%となっております。

次に、歳出決算額についてご説明をいたします。歳出決算額は、前年度に比べ2,362万9,000円、0.6%の増となりました。

歳出の主なものは、民生費が8億9,247万2,000円で、歳出全体に占める割合は24.2%です。続いて、総務費が6億3,042万7,000円で17.1%、土木費が4億2,028万2,000円で11.4%、公債費が4億226万5,000円で10.9%の順になっております。

歳出決算額を性質別で見た場合、人件費、扶助費、公債費の義務的経費は15億2,602万8,000円、構成比は41.4%で、前年度より0.6ポイント増となっております。

投資的経費では、普通建設事業債が3億2,598万4,000円、構成比は8.8%で、前年比1.3ポイントの増となりました。

町債の令和5年度末現残高は25億5,857万8,000円で、前年度より2億2,426万5,000円減少しております。

地方債別年度末残高は、過疎対策事業債が10億4,863万2,000円、次いで臨時財政対策債が10億258万5,000円となっております。

また、財政健全化法に基づく5つの指標は、本町は全ての指標において特に問題のない比率となっております。

今後も大きな歳入割合を占めております地方交付税の動向に注目しながら、可能な限り特定財源の確保に努めた中で、政策的重点課題に積極的に取り組んでまいります。

次に、議案第61号、国保会計決算につきましてご説明を申し上げます。令和5年度末における被保険者数は612世帯、888人で、前年度より世帯数は19世帯減少し、被保険者数では52人減少しております。これは、団塊の世代の後期高齢者への移行が主な原因となっております。

歳入では、国保税の収納総額は8,060万9,000円で、前年度より約47万円減少いたしました。現年度分の収納率は、前年度とほぼ同じ98.4%であり、滞納繰越分を合わせた収納率は96.7%で、前年度より0.1ポイント減少いたしました。保険給付費に必要な費用が全額交付された県支出金は3億8,484万2,000円となり、前年度より約3,580万円増額いたしました。

一方、歳出では、保険給付費は3億7,238万8,000円で、前年度より約3,150万円、9.3%増加いたしました。これは、コロナ禍による受診控えが緩和傾向となり、一般被保険者療養給付費が大幅に伸びたことが主な要因であります。また、県に納めた保険事業費納付金は1億570万9,000円で、前年度より約480万円、4.8%増加いたしました。基金積立では1,971万円を積み立てて、年度末現在高は1億3,960万9,000円となりました。

これらによりまして、令和5年度本会計の決算額は、歳入総額5億5,538万2,000円、歳出総額5億2,364万4,000円、歳入歳出差引額、実質収支額ともに3,173万8,000円の黒字決算となりました。

次に、議案第62号、介護会計決算につきましてご説明を申し上げます。令和5年度末における第1号被保険者数は1,712人で、前年度より28人減少しております。そのうち要介護・要支援認定者数は301人で、認定者の割合は17.6%であり、ほぼ横ばいで推移をしております。

歳入では、介護保険料が1億1,244万1,000円で、収納率は前年度と同じ99.9%となりました。そのほか歳入では、決算額の多いほうから国庫支出金、支払基金交付金、繰入金、県支出金の順となっております。

一方、主な歳出では、保険給付費が5億7,250万7,000円で、前年度より約1,590万円、2.8%増加いたしました。内訳は、居宅介護サービス給付費が約1,290万円減額した一方、施設介護サービス給付費が約2,910万円、地域密着型介護サービス給付費が220万円増額しております。また、地域支援事業費が3,030万3,000円で、包括的支援事業・任意事業費の減により約640万円、17.5%減少いたしました。基金積立金は1,102万9,000円を積み立て、年度末現在高は1億3,456万9,000円となりました。

これらによりまして、令和5年度本会計の決算額は、歳入総額7億526万7,000円、歳出総額6億7,133万4,000円、歳入歳出差引額、実質収支額とも3,393万3,000円の黒字決算となりました。

次に、議案第63号、後期高齢者医療会計決算につきましてご説明を申し上げます。令和5年度末の被保険者数は1,048人で、前年度より6人増加しております。

主な歳入は、後期高齢者医療保険料の4,493万5,000円で、収納率は99.9%となっており、前年度より約92万円、2%増加いたしました。そのほか、一般会計からの繰入金などがございます。

一方、主な歳出は、後期高齢者医療広域連合への納付金が6,234万円で、前年度より約150万円増額となっております。

これらによりまして、令和5年度本会計の決算額は、歳入総額6,630万3,000円、歳出総額6,474万7,000円、歳入歳出差引額、実質収支額ともに155万6,000円の黒字決算となりました。

次に、議案第64号、簡水会計決算につきましてご説明を申し上げます。令和5年度は、尼瀬地内、神条地内の配水管布設替えを実施いたしました。また、小林地内の水管橋の修繕や浄水場のろ材交換を行い、安定した上水の供給に努めてまいりました。

なお、令和6年度から公営企業法の財務規定を適用するため、出納整理期間を設けず、3月末を

もって打切り決算としております。

これによりまして、令和5年度本会計の決算額は、歳入総額1億7,762万4,000円、歳出総額1億7,241万5,000円、歳入歳出差引額520万9,000円となりました。

また、翌年度に繰り越すべき財源がありませんので、実質収支額も同額の黒字決算となっており、令和6年度より設置いたしました簡易水道事業会計に引き継いでおります。

次に、議案第65号、特生排会計決算につきましてご説明を申し上げます。令和5年度は、合併浄化槽134基の維持管理を実施いたしました。また、令和6年度より公営企業法の財務適用のため、簡水会計と同様に打切り決算をしております。

これによりまして、令和5年度末本会計の決算額は、歳入総額1,193万円、歳出総額825万6,000円、歳入歳出差引額367万4,000円となりました。

なお、翌年度に繰り越すべき財源がありませんので、実質収支額も同様の黒字決算となっており、本年度に設置いたしました下水道事業会計に引き継いでおります。

次に、議案第66号、農排会計決算につきましてご説明を申し上げます。令和5年度は、施設の監視警報装置更新や2処理区の維持管理を実施いたしました。また、企業会計移行のため、打切り決算となっております。

これによりまして、令和5年度本会計の決算額は、歳入総額9,453万3,000円、歳出総額8,903万6,000円、歳入歳出差引額549万7,000円となりました。

なお、翌年度に繰り越すべき財源がありませんので、実質収支額も同様の黒字決算となっており、下水道事業会計に引き継いでおります。

次に、議案第67号、下水道会計決算につきましてご説明を申し上げます。下水道特会では、マンホールポンプ場の汚水ポンプ更新や久田浄化センターの設備修繕を行いました。このほか、例年と同様に施設の維持管理や起債の償還をいたしました。また、企業会計移行のため、打切り決算となっております。

これによりまして、令和5年度本会計の決算額は、歳入総額2億6,358万円、歳出総額2億5,091万1,000円、歳入歳出差引額1,266万9,000円となりました。

なお、翌年度に繰り越すべき財源の繰越明許費繰越額は108万1,000円であり、これによる実質収支額は1,158万8,000円の黒字となっております。これについては、企業会計に移行の水道、下水道事業会計に引き継いでおります。

終わりに、議案第68号、宅造会計決算につきましてご説明を申し上げます。令和5年度は、第2期やまや団地造成工事分譲のため、測量業務を実施いたしました。昨年9月から全9区画の分譲を開始し、7区画の申込みをいただきましたので、残り2区画を分譲中でございます。

これらによりまして、令和5年度本会計の決算額は、歳入総額3,383万3,000円、歳出総額3,211万9,000円、歳入歳出差引額171万4,000円となりました。

なお、翌年度に繰り越すべき財源がありませんので、実質収支額も同額の黒字決算となっております。

以上、一般会計並びに8特別会計の決算につきまして、その概要を説明申し上げましたが、決算の内容につきましては決算書及び決算審査意見書並びに主要な施策の成果説明書をご覧いただきまして、認定を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（中野勝正） 次に、決算審査について監査委員の発言を許します。

代表監査委員、関川嘉夫さん。

○代表監査委員（関川嘉夫） 代表監査委員の関川でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまより令和5年度出雲崎町の各会計の決算審査についてご説明させていただきます。お手元の意見書、表紙から2枚めくっていただき、1ページをご覧ください。第1、出雲崎町一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見。

1、審査の対象。令和5年度出雲崎町一般会計決算。ここでお願いです。以下、ご説明において各会計の「令和5年度出雲崎町」の部分をご愛させていただきます。このようなお願いが今後もありますが、ご理解賜りたいと思います。続けまして、特別会計の決算です。事業名だけを述べます。国民健康保険事業、介護保険事業、後期高齢者医療、簡易水道事業、特定地域生活排水処理事業、農業集落排水事業、下水道事業、住宅用地造成事業、以上、一般会計と8つの特別会計の決算です。

2、審査の期間。令和6年7月24日から令和6年8月30日まで。

3、審査の方法。審査に付された歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、その実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、その計数が正確であるか、予算の執行が適正に行われているか、財務に関する事務が法令に適合し適正に処理されているかなどの点を、関係諸帳簿、証拠書類と照合精査いたしました。

なお、審査においては、関係職員からの説明を聴取するとともに、当該年度の定期監査並びに例月出納検査の結果を参考といたしました。

4、審査の結果と意見。審査に付された一般会計並びに特別会計の歳入歳出決算書等及びその附属書類は、いずれも計数に誤りはなく、その内容も正確であると認められました。また、予算の執行に関わる事務処理についても適正に行われているものと認められます。

一般会計の決算規模は、歳入38億4,813万8,000円、歳出36億9,027万4,000円となり、前年度に比べ歳入で1,726万6,000円、歳出で2,362万9,000円と、ともに増額になりました。実質単年度収支は1億803万2,000円の黒字となり、本町では堅実な財政運営が行われているものと考えられます。

次のページに移りまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、以下、財政健全化法と言いますが、この法に基づく町の財政健全化及び公営企業における経営健全化の審査についてご説明いたします。

最初に、比率の算定までの審査についてです。審査に付された下記にあります①、実質赤字比率

から④、将来負担比率までの4項目の比率、以下、健全化判断比率と言いますが、そしてその次の公営企業における⑤、資金不足比率について、その算定基礎となる事項を記載した書類が法令等の趣旨に沿って適正に作成されているかについて審査を行いました。その結果、各比率の算定までの経緯は適正であると確認いたしました。

次に、算出された比率でございます。健全化判断比率について、この①の実質赤字比率から④の将来負担比率までの4項目の比率においては、それぞれに財政健全化法に基づく運営状況の節目を示す一定基準が示されており、いずれかの項目で例えば算定された値が注意信号となる早期健全化基準、以下、国の基準と言いますが、これ以上となった場合、健全化に向けた計画を策定し、自主努力により財政の健全化に取り組むこととなります。

各比率の状況は次のとおりです。①、実質赤字比率は、実質収支が黒字ですので、比率は算定されません。すなわち健全であると判断されます。黒字額をマイナスで表記した場合の参考値としての比率は、三角の5.97%です。以下、次にある括弧内は前年度の比率です。また、以降、審査意見書では、各比率において黒字等により算出されない、より健全である場合は、値に三角をつけて参考値として表します。なお、赤字であった場合の本町に適用される国の基準は15%でございます。

②、連結実質赤字比率は、同じく黒字ですので、比率は算定されません。健全であると判断されます。参考値は三角の10.38%です。赤字である場合の本町に適用される国の基準は20%です。

③、実質公債費比率は、前年度より0.1%減少して8.8%となりました。本町に適用される国の基準は25%であり、健全な数値と判断されます。なお、この比率は、平たく言えば借金返済額の収入に対する割合です。借入れの際、許可が必要となる比率は18%と言われており、これも大きく下回っております。今後、機能更新等が求められる公共施設の建設が幾つか控えており、当面は現状をキープしていただきたいと考えます。

④、将来負担比率は、将来負担額を充当可能財源等が上回っているため、比率は算定されません。良好な数値となっております。参考値は三角の92.1%です。将来負担比率がプラスであった場合の国の基準は350%以下としております。

次ページに移りまして、公営企業の経営状況を見る経営健全化の判断比率についてです。⑤、資金不足比率についても先ほどと同様の基準、経営健全化基準が設定されておりまして、算出された比率がこの基準以上となった場合は、基準未滿となるよう健全化への計画を定めることとなります。この公営企業における資金不足比率については、おのおのの特別会計全てにおいて資金不足が生じないため、資金不足比率は算定されず、健全な範囲内でありました。黒字ですので、各特別会計の比率の参考値は以下のとおりでございます。特別会計を割愛させていただきまして、簡易水道事業、三角の5.9%、特定地域生活排水処理事業、三角の66.7%。この事業では、括弧内の前年度比で44%の黒字の上昇ですが、これは事業継続過程で生じる一時的なものであり、特に意見を述べる状況ではないと考えます。次に、農業集落排水事業、三角の18.3%、下水道事業、三角の26.5%、住宅用

地造成事業、三角の41.1%。これも前年度比と変動が大きく、59%の減少ですが、事業継続過程で現れる一時的なものと考えられます。いずれの特別会計も赤字である場合の国の基準は20%です。

以上、①から⑤の審査について述べました。本町では、これらの項目全てにおいて黒字または国の基準を下回っており、健全な数値となっております。

次ページに移りまして、次に第2、出雲崎町基金運用状況審査意見。

1、審査の対象。(1)、街なみ環境開発基金、(2)奨学金貸与基金、以下、(3)の財政調整基金から各基金が続ぎ、ゆっくり目を追っていただきますと、記載のとおり(15)の介護給付費準備基金までの15の基金でございます。ここでも、冒頭お願いしたように、2に進ませてください。

2、審査の期間。令和6年7月24日から令和6年8月30日まで。

3、審査の方法。審査に付された基金の残高証明書、運用状況表に基づき、計数の正確性及び運用について関係諸帳簿等を照合精査し、関係職員から説明を聴取し、審査いたしました。

4、審査の結果と意見。関係書類は、いずれも計数に誤りはなく、その内容も正確であり、設置の目的に沿い適正に運用されているものと認められました。このうち(2)の奨学金貸与基金の状況について説明いたしますと、基金残高は前年度比で927万7,000円増加して5,622万2,000円となりました。これは、貸付額の増により残高としては一旦減に向かいますが、そこに本町ゆかりの方からの寄附額1,500万円が充当されたことにより、この残高となったものでございます。参考に、令和5年度は新たに9人に貸与されております。就学後、町内に住むことにより貸付金の返済免除の制度もあり、これを利用することで若者の人口流出の抑制にもつながっていると考えます。この基金活用の詳細については、66、67ページの表をご覧ください。

以上、決算審査について述べさせていただきました。各課所管の項目の詳細は、7ページ以降にございますので、後ほどご覧ください。また、基金の(3)の財政調整基金から(15)の介護給付費の準備基金までの各表におきましては、事務局に用意がありますので、お尋ねください。

最後に、まとめでございます。ページをめくっていただき、出雲崎町令和5年度決算審査意見、総評。これまでのご説明のとおり、令和5年度の一般会計、特別会計及び各基金の積立てと運用は適正に執行されており、その事務処理も適正に行われているものと認められます。繰り返しますが、実質単年度収支は1億803万2,000円の黒字となりました。前年度比で791万1,000円の減少となりましたが、今までの推移を見ても堅実な財政運営が行われているものと考えられます。財政健全化及び公営企業における経営健全化については、各項目の比率がいずれも黒字、もしくは早期健全化基準の比率、国の基準を下回っており、健全財政が保たれているものと認められます。ただ、昨年度も述べましたが、財政力指数において令和5年度も前年度比で0.01ポイント減少しているため、今後も見守る必要があります。

次に、今回の審査を通じて確認した幾つかについて述べさせていただきます。

1、起債の運用においては、③の実質公債費比率でも述べたとおり、近い将来必ず訪れると想定

される公共施設の機能更新等に備え、基金の適正額の確保とともに、起債運用において一時期に集中しないよう計画的な組立てを期待いたします。

2、人口動向においては、令和5年度は空き家・空き地情報バンクの利用において6世帯9人が移住しており、住宅用地造成事業同様、着実に成果を上げております。さらに、子育て支援の充実においても、県内自治体の先頭集団の中にあつて、ご承知のと通りの成果も出ており、自治体として健闘されていることは町民周知のことと理解しております。しかし、令和5年度末時点では、前年度比120人の減少により4,000人を割ることになりました。この子育て支援においては、国も本腰を入れ始めたこともあり、現在の本町は他の自治体と横一線の位置にあると言ってもよい状況にあります。財源に限りがある中、あえて言わせていただければ、今後も、現状の制度拡充も含めて、本町独自の制度の魅力をアピールして、一層の人口に対する政策の強化に期待いたします。

3、通常の町民生活に欠かせない道路、上下水道等インフラにおいては、着実に整備が進み、町民の要望を受けた、いわゆる2次改良にも着手する状況にあります。今後も地域住民との連携を密に取り、計画に沿ったインフラ整備の継続に期待いたします。

4、各種事業の実施に当たり、町職員の国県からの補助金、交付金の受入れを積極的に検討する姿勢が見えました。財源の有効活用を目指すこの取組の浸透は大変心強く感じております。これからもこの姿勢が大切に保たれますよう期待しております。

最後に、この元旦に発生した能登半島地震においては、多くの町民が寒空の中、津波からの一時避難を強いられました。今後も災害に備えた避難訓練の重要性と避難施設の一層の整備の必要性を実感しております。

今までも述べてきたとおり、多くの課題がございますが、今後も町民が安心して心豊かに暮らせる町政運営が継続されますよう願うものであります。

以上、出雲崎町令和5年度決算審査の総評といたします。

以上でございます。

◎決算審査特別委員の選任

○議長（中野勝正） お諮りします。

ただいま議題となっております議案第60号から議案第68号まで議案9件につきましては、委員会条例第5条の規定により、9人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号から議案第68号までの議案9件につきましては、9人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

○議長（中野勝正） お諮りします。

ただいま設置が決定しました決算審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第7条第4項の規定により、議長を除く9人を指名したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 異議なしと認めます。

したがって、決算審査特別委員会の委員は、議長を除く9人を選任することに決定しました。

議案第60号から議案第68号まで議案9件は、決算審査特別委員会に付託します。

なお、質疑は委員会において行いますので、ご了承ください。

この際、しばらく休憩いたします。

（午前10時22分）

○議長（中野勝正） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時23分）

◎決算審査特別委員会の正副委員長の互選

○議長（中野勝正） これから諸般の報告を行います。

休憩中に決算審査特別委員会の委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告がありました。

決算審査特別委員会の委員長に高桑佳子議員、副委員長に島明日香議員が互選されました。

以上で諸般の報告を終わります。

しばらく休憩いたします。

（午前10時24分）

○議長（中野勝正） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時34分）

◎議案第69号 令和6年度出雲崎町一般会計補正予算（第6号）について

○議長（中野勝正） 日程第19、議案第69号 令和6年度出雲崎町一般会計補正予算（第6号）についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（仙海直樹） ただいま上程されました議案第69号につきましてご説明を申し上げます。

初めに、歳出予算についてご説明をいたします。歳出予算におきましては、各款に共通して10月から児童手当制度が改正されることに伴い、職員手当の追加を行っております。

そのほか主な歳出予算は次のとおりであります。2款総務費、1項5目財産管理費では、バス待合所除却工事を計上いたしました。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費では、町日常生活自立支援事業費補助金を追加し、6目保健福祉総合センター管理費では施設修繕料を追加し、8目保健福祉事業費では、県高齢者・障害者向け安心住まいの整備補助事業補助金を計上いたしました。

2項2目児童措置費では、制度改正に伴い児童手当等を追加し、5目多世代交流館事業費では、屋外子ども広場看板等設置費を計上いたしました。

4款衛生費、1項1目保健衛生総務費では、今後の地域医療体制を検討するための予算を計上し、2目予防費では、10月から実施される新型コロナワクチン接種に係る予算を追加いたしました。

6款農林水産業費、1項5目改善センター管理費では、暖房機の購入費を計上いたしました。

7款商工費、1項2目商工業振興費では、事業承継支援業務委託料を計上いたしました。

8款土木費、5項3目住宅環境整備費では、町新生活スーパー住まい取得・リフォーム支援補助金を追加いたしました。

9款消防費、1項3目消防施設費では、消火栓取替え工事に伴う繰入金を追加いたしました。

10款教育費、1項3目教育振興費では、統合型校務支援システム構築に向けた関係予算を計上し、4目通学バス運行业務費では、車両修繕料を追加いたしました。

4項1目社会教育総務費では、佐渡金山の世界遺産登録記念講演会関係予算を計上し、2目公民館費では、海岸公民館排煙窓改修工事を計上いたしました。

続きまして、歳入予算につきましてご説明をいたします。歳入予算では、16款国庫支出金及び17款県支出金に児童手当交付金を追加いたしました。また、16款2項6目物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を交付決定されたことにより追加いたしました。

20款繰入金は、財政調整基金繰入金を減額し、21款繰越金に前年度繰越金を全額計上いたしました。

22款諸収入、5項5目雑入に新型コロナ定期接種ワクチン確保事業に対する助成金を計上いたしました。

これらによりまして、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ5,139万1,000円を追加し、予算総額を37億5,506万6,000円とするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中野勝正） 補足説明がありましたら、これを許します。

総務課長。

○総務課長（権田孝夫） 補足説明をさせていただきます。

なお、主な事業につきましては補足説明資料をご覧ください。

歳出予算の357ページからお願いいたします。2款総務費、1項5目財産管理費、14節工事請負費では、越後交通の大寺線が廃止されたことにより、不要となったバス待合所4か所を除却するものです。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費、18節、町日常生活自立支援事業費補助金追加は、ねっとわーくさぷらいの草刈り及びチェーンソーの安全講習料に対して2分の1の補助金を追加いたします。

359ページをお願いします。6目保健福祉総合センター管理費、10節、施設修繕料追加は、正面玄関左側の側溝の敷設替えを行うものです。

361ページをお願いします。4款衛生費、1項1目保健衛生総務費では、今後の地域医療体制を検討するための委託料等を計上しました。詳細につきましては、補足説明資料2ページのほうをご覧ください。

2目予防費では、10月から実施される新型コロナワクチン接種に係る予算として、12節に定期予防接種委託料追加、これにつきましては高齢者等の接種委託料を計上しております。また、363ページの19節、任意予防接種助成追加は、子ども及び妊婦の接種に対して1回当たり7,500円を助成するものです。

7款商工費、1項2目商工業振興費、12節、事業承継支援業務委託料は、町内事業者の事業承継に関するアンケートなどを実施するものです。

365ページをお願いします。8款土木費、5項3目住宅環境整備費、18節、町新生活スーパー住まい取得・リフォーム支援補助金追加は、3件分を計上いたしました。

9款消防費、1項3目消防施設費、27節繰出金では、消火栓取替え工事2件分を計上いたしました。

続きまして、歳入予算の353ページをお願いいたします。20款繰入金、1項1目基金繰入金では、当初予算で財政調整基金繰入れを3億5,000万円計上していましたが、5,679万8,000円を減額いたします。

355ページをお願いいたします。22款諸収入、5項5目雑入の新型コロナ定期接種ワクチン確保事業に対する助成金は、ワクチン生産体制等緊急整備基金を管理する団体から交付されるものです。

補足は以上です。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（中野勝正） これから質疑を行います。質疑ではページ、目、節を添えてお願いいたします。質疑はありませんか。

6番、石川議員。

○6番（石川 豊） ページでは365ページでございます。365ページの11節、12節、一番下の2つです。別にこれ金額がどうのこうのこの話の質問ではございません。さっき町長の説明にありましたよ

うに、恐らく将来を見据えてということなのだろうと思うのですが、中身的にこのシステムを何か委託したりとか、調査してもらったりとかということなのでしょうけれど、分かる範囲で結構ですので、これ結局小中学校統合するということですよ、この考え方というのは。前にも何かそういう話が出ていたとは思いますが、ただ具体的な工程だとか、そういうのはまだ多分私の認識だと未定だと思うのですが、それを恐らく見据えて準備をしていきたいと思います。計上だと思うのですが、少し分かる範囲で結構ですので、この2つについてちょっとお聞かせいただければと思います。

○議長（中野勝正） 教育課長。

○教育課長（吉岡育子） 教育費に計上させていただいております小中学校統合型校務支援システムネットワーク機器等設定変更作業料69万3,000円、そして小中学校統合型校務支援システム構築業務委託料258万1,000円を計上させていただいた件につきましてご説明をさせていただきます。

今年度6月の全員協議会の際に、小中学校の統合型校務支援システム構築に係る費用負担のほうを事前に説明をさせていただきました。このたび新潟県が構築をいたします統合型校務支援システム事業につきまして、委託事業者が東日本電信電話株式会社新潟支店に決まりました。こちらにつきましては、新潟県内の当町における学校数、そして教職員数等を基に市町村ごとに事業費の金額が決められたものになります。

今後のスケジュールといたしましては、ネットワーク端末設定の変更のほうを9月から11月にかけて行う予定となっております。12月からはネットワーク端末設定の変更作業等を行う予定となっております。9月から12月の間にかけてシステムの購入を進めます。12月からは運用テストのほうを開始をいたしまして、来年の4月には運用を開始する予定となっております。こちらは、新潟県内で統一のテナント、それぞれのユーザーグループ、そしてデータベースで運用することによりまして、教職員及び児童生徒の県内異動が生じた際にもデータが適切にそれぞれの学校で連携されることによりまして、確実な負担軽減、そして切れ目のない支援の実現が可能になることと思われま

す。

以上です。

○議長（中野勝正） ほかに質疑ありませんか。

4番、高桑議員。

○4番（高桑佳子） 2点ほど教えていただきたいと思ひます。

1点目は、357ページの総務費、総務管理費のバス待合所除却工事、これ大寺線の廃止に伴う除却工事というふうに説明をいただいておりますが、スクールバスに絡みまして、今後、零歳からの子どもさんの数というのはある程度もう今見えておりますけれども、例えば転入とか、そういう事情によってスクールバスの待合室が変わる場合、あるいは変更になる場合等があると思うのですが、そういうことも踏まえてこの4件を決められたのではないかとと思ひますが、今後そういう変

化に対する配慮はどのようになっているかお聞きしたいと思います。

もう一点は、367ページ、資料にも載っておりますけれども、教育費の中で佐渡金山の記念講演会事業なのですが、これをざっと見ましたところ、非常に講師の謝礼が高額になっておりまして、どのような講演会あるいは規模でどのようなことをされるのか、ちょっと詳細が分かりましたら教えていただきたいと思っております。

以上2点、お願いいたします。

○議長（中野勝正） 総務課長。

○総務課長（権田孝夫） 総務費の財産管理費のところですが、バス待合所除却工事についてですが、今回除却するバス停につきましては4か所になります。これにつきましては、教育課と確認しながら進めておりまして、実際、現在スクールバスのほうで使っているバス停もありましたので、それについては残すということにしておりますし、それ以外の部分を除却することにしております。また、地元でこのバス停を建てたというところもありまして、地元を確認して、残してくれというところにつきましても残す方向で今考えております。ということで、確かに今後スクールバスでどういう形で利用されるかは不明なのですが、建物自体がもうかなりどこも古くなってきているのは現実でして、その辺の管理も含めると、今回除却させていただいて、もしそういう事態になったときにまた新しいものを建てるなり、また地元に関心ある方が何か小屋みたいのを建てていただくなり、何かその辺はまた考えたいと思っておりますので、お願いいたします。

○議長（中野勝正） 教育課長。

○教育課長（吉岡育子） 367ページ、佐渡島の金山世界遺産登録記念講演会講師謝礼50万円、佐渡島の金山世界遺産登録記念講演会実施委託料120万円を計上させていただきました。こちらにつきましては、皆様の補足説明資料4ページをご覧ください。こちらのほうは、補正予算の計上時になりますので、申し訳ございません、その内容につきまして修正がございますので、直していただけますようお願いをいたします。

こちら、資料のほうにつきましては、事業概要といたしまして、当初、「佐渡島の金山と出雲崎～金の道標～」と題しまして、講師を予定しております方と調整を重ねておりました。このたび調整を重ねるに従いまして、事業概要のほうを変更をさせていただきます。概要のほうにつきましては、講演のタイトルのほうなのですが、「佐渡島の金山と良寛の生家橘屋」というように内容のほうを変更をさせていただきたいというふうに思います。そしてまた、実施日につきましても、当初は11月の16日土曜日で調整をしておりましたが、こちらのほうにつきましても11月の17日日曜日に修正をお願いしたいと思っております。会場は天領の里時代館。そして、おおよその定員を100人で考えておるところになります。こちらは、出雲崎と佐渡が同じ金の道として共通した箇所であるといったところから、当町におきましても何かしらのイベントができないかということで検討を重ね、計上させていただいたものになります。ただいま講師として予定しております方は、全国良寛会、

会長の小島正芳様でございます。そのほかに、アトラクションといたしまして、佐渡金山にゆかりのあるような方ですとか、そういった方との今ちょっと調整を重ねているところになります。また、出雲崎町民だけに限らず、広くこちらの金の道しるべを周知いたしたく、広告等にも若干大きめの予算をと考えておるところになりますので、ご理解のほどお願いいたします。

○議長（中野勝正） 4番、高桑議員。

○4番（高桑佳子） それでは、まず最初に佐渡金山の講演会のほうなのですけれども、ではこの50万円という謝礼については、小島先生だけでなく、アトラクション、もしかしたら佐渡のほうから何かお呼びするとか、そういうのを踏まえて一応ちょっと多めの予算ということで組んでおられるということではよろしいですか。分かりました。

もう一点の除却のほうなのですけれども、古くなっていけば仕方がないということでもあるのですけれども、小学校、中学校両方と考えると9年間という長い期間になりますので、ぜひ子どもたちが学校に通学するのに寒いところで待ったり、暑いところで待ったりというようなことがないように、今後ご配慮いただきたいと思います。

終わります。

○議長（中野勝正） 答弁はいいですか。

ほかに質疑ありませんか。

9番、加藤議員。

○9番（加藤修三） 359ページの扶助費の中で、児童手当追加ということでここに詳細がありますけれども、この10月1日から第3子以降月3万円というような形で物すごくいい条件になっていると。私もよく県内の会議に行っている中で、うちの町は子育て、もうリーディングカンパニー、先端を走っているという中で、ここだけで表示して、では全体に、ある程度皆さんに、対象者を含めて分かっているのかどうかというのが1つなのですけれども、私はこういういいことというのは、もうこういうふうに変わりましたよということはやはり全体的にアピールして、さらに我が町の子育て、これがよりよい子育てができるということをやはり訴えていく何かをこの中にも追加していく必要があってもいいのではないかと思います。まず、これが1つと、先ほど高桑議員が言われたように佐渡金山、367ページですか、ここで今講演をやるということで、講演をやるのはいいのですけれども、一過性、今日の新潟日報にも佐渡金山の件で経済効果が非常に出ていているということで知事からの話もありましたけれども、我が町は今の講演をもしやっただけで一時的には人は、対象者を何人とか一応決めているみたいですが、あと次、出雲崎の魅力と、出雲崎をさらに散策したいという次の手を打てるための内容がこの中に入らないものかどうか。それらの手は当然言われているように考えていますよというのであればそれでいいのですけれども、そうでないと、一般質問を過去にもしたのですが、ただ金銀の小路というだけで、これ何なのだというのもあったと思うのですけれども、これからその辺やはり魅力のある町、歩いてみたい町、見てみたい、レポートをしてみたい町とい

うことで、これらをもう一つ要素を入れる必要があると思うのですが、この2点伺います。

○議長（中野勝正） こども未来室長。

○こども未来室長（寺尾 勉） 今ほどの加藤議員さんのご質問にお答えいたします。

児童手当の関係でございますけれども、こちらこども家庭庁から新たな制度の改正ということで、こちら全国統一の内容になるわけなのですけれども、資料に示させていただきました内容のとおりでございます。こちらにつきましては10月の広報紙、そして今町のホームページにも、こちら制度の改正の内容につきまして掲載をさせていただいているところでございます。あわせて、議員さんのおっしゃるとおり、これに併せていろいろな支援の関係もPRをしていかななくてはいけないということもございますので、その辺もこれから考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中野勝正） 教育長。

○教育長（曾根乗知） 加藤議員さんのご質問にお答えいたします。

この講演の中で、1つは、出雲崎町が金の道しるべとなっていたということを改めて皆さんにお伝えする。それを何らかの形でやはり今後も、加藤議員さんおっしゃるように、町の方々にそのときだけでなく、また伝える方法を考えて、検討していかなくちゃいけないというふうに考えています。

もう一つは、講師の先生との打合せの中で、良寛の生家橘屋ということで入れていただいたということは、やはり出雲崎町は良寛さんを慕って、また良寛さんの関係のことを取り組んでいますので、良寛さんをまたこの佐渡金山とのつながりの中で捉え直すことができるのではないかと、そういう意味で良寛の生家橘屋という点も入れていただきまして、佐渡金山と良寛さんということも、佐渡金山から見た、その時代から見た良寛さんを捉え直すという、その2点について、今回ぜひやってみたいということをお願いしたというところでございます。

以上です。

○議長（中野勝正） 9番、加藤議員。

○9番（加藤修三） 子育てのほうは、そのような形でよりよい、全国的かもしれませんが、やはり全体的に早く言っておけば、どこもみんな言っているのですけども、さらにプラスうちはこれよりもよくやっているということで、うちの魅力を徹底的に伝えていくということも必要と思います。

今教育長のほうからお話がありましたけども、ただ前回もそうですけど、良寛さんと佐渡金山、これは結構なことだと思います。ただ、町の中歩いて、1度歩いたら大体終わりではないかというのがやはり一番今のところ問題かなと思うような気がしているのです。その辺、箱物造ればまた後で物すごく荷物担がなけりゃいけないし、それもできない。ただ、現状の中でどうやって魅力がある形を何回も、次こういう講演があるだとか、次こういう見方があるのだとかということを見ながら対応していかないと、やはり一過性で終わっちゃうというふうなことになるものですから、その

辺は再度考えて、よりいい形でうちの町に観光客、要するに関係人口が増えてくるという体制を取ってってもらえればというふうに思いますので、その辺を希望しておきます。

以上です。

○議長（中野勝正） 答弁はよろしいですか。

○9番（加藤修三） はい。

○議長（中野勝正） ほかに質疑ありませんか。

8番、島議員。

○8番（島 明日香） 3つほどお聞きいたします。

359ページの8目保健福祉事業費の18節負担金補助及び交付金の県高齢者・障害者向け安心住まいの整備補助事業補助金について、まず1点目です。これは、何件分の申請といたしますか、あったのかお聞きします。

あと、2つ目ですが、同じページの18節、保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金についてですが、この対象となる施設、恐らく小木之城保育園、出雲崎こども園、放課後児童クラブ、あと多世代交流館きらりも入るのかと思いますが、いずれかの施設から申請があったのかお伺いします。

最後です。363ページの12節委託料の産後ケア（宿泊型）事業委託料についてです。補足説明資料の最後のページのところでありますが、対象者について3つほど上げてあります。このような状態、このケアが必要ですよと誰が判断をするのでしょうか。

以上3つ、お伺いします。

○議長（中野勝正） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（金泉修一） 島議員さんの1点目のご質問でございます。359ページ、安心住まいであります。今の段階で1件の申請についての予算ということで、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（中野勝正） こども未来室長。

○こども未来室長（寺尾 勉） 続きまして、島議員さんの2番目の質問でございます。359ページの18節でございます。こちらにつきましては、令和5年度より国の補助金がスタートしてまいりました。その中で、これにつきましては、やはり子どもの中でプライバシーの関係というものがございまして、保育園のほうからプールの遊ぶときや泥遊びをするとき、そんな中でやはりパーティション的なものが整備したいという両園からお話がありまして、今回この補助金というものを上げさせていただくという内容のものでございます。要はパーティションで目隠しをするというようなものでございます。

それから、もう一点、363ページの12節であります。こちら委託料ということでございますけれども、こちらにつきましては対象者がどうなのかということでございますけれども、まずこれは本人

からの希望がまず第一条件でございますので、それからがスタートということになります。

先ほどの、すみません、ちょっと戻りまして18節の関係で、こちらにつきましてもこども家庭庁のほうからの内容のものでありまして、これにつきましても進めていきたいというものでございますので、よろしくお願いをしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中野勝正） 8番、島議員。

○8番（島 明日香） 1点目の住まいる整備補助事業なのですが、これは在宅福祉の推進で、福祉のまちづくり条例の理念の下、行われている事業だと思います。もっと該当する方がいてもいいのではないかなと思うのですが、1件ということで、負担金等も国と町と半分ずつだと思いますが、こちらこういう補助金があるよということを周知していただきたいなと思っております。

2点目の保育所等における設備等補助金ですが、これも1事業所10万円が限度とする補助金だったと思いますが、この予算だと15万円の予算ですが、ほかの事業所も、先ほど私が挙げたので間違いなければなのですが、こういう補助金があるよということを平等に周知をしていただきたいなと思っております。

あと、3点目の産後ケア（宿泊型）事業委託についてなのですが、これもお一人分の予算しかありませんが、本人からの希望でまずはスタートするというので、より多くの方が、多くの母子が産後のケアできるように、また周知のほうをお願いしたいと思っております。答弁は結構です。

以上です。

○議長（中野勝正） ほかに質疑ありませんか。

2番、高橋議員。

○2番（高橋速円） 365ページ、住宅費の12節委託料で宣伝広告業務委託料となっております。52万2,000円。これ紙媒体が主だと思うのですが、どういうふうな内容なのでしょう。

○議長（中野勝正） 建設課長。

○建設課長（小崎一博） 住宅費の宣伝広告業務委託料でございます。これにつきましては、ひまわりハウスがこの秋頃4世帯分空くという予定を聞いております。町内に向けての発信はいたしますけども、これ以外に町外に向けての新聞広告ですとか、またポストイン折り込みチラシのようなものを検討しております。あわせて宅地造成費のほうでも広告料を持っておりまして、この広告料と併せまして若者向け町営住宅の宣伝、こういった効果的な方法をこれからちょっと検討したいというものの経費でございます。

○議長（中野勝正） 2番、高橋議員。

○2番（高橋速円） これは要望です。今、前段の加藤議員の質問、金山か、何かそういうところも意識して、新聞なり、チラシなり、対外的な、そういうせっかく宣伝をするのであれば、やはりキャッチコピー的にそういうものの良寛あるいは金山、そういうものを入れ込んだコピーをやはりち

よっとどこかに入れるとか何かしていただいて、つまり私が言いたいのは、前にも決算とか何かでも申し上げていますが、せっかく貴重なお金を使うわけですから、そういう意味では多目的に成果を出せるように、町をアピールするような形の目配り、気配りしていただければありがたいということなので、よろしくをお願いします。これは要望ですから。

○議長（中野勝正） ほかに質疑ありませんか。

3番、三輪議員。

○3番（三輪 正） 363ページ、公有財産購入費で西越センターと八手センターの暖房費がのっていますが、それぞれの部屋か分かりましたらお願いします。

○議長（中野勝正） 産業観光課長。

○産業観光課長（内藤良治） 公有財産購入費でございます。西越センター、八手センターともにどちらも多目的ホール、運動場の中の3台ある、3台ずつそれぞれあるのですが、そのうちの1台が不調、今動かない状態ということになっておりまして、それを今回更新をさせていただくというものでございます。

○議長（中野勝正） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第69号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 異議なしと認めます。

したがって、議案第69号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第69号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第69号は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中野勝正） 起立全員です。

したがって、議案第69号は原案のとおり可決することに決定しました。

について

○議長（中野勝正） 日程第20、議案第70号 令和6年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（仙海直樹） ただいま上程されました議案第70号につきましてご説明を申し上げます。

歳出予算におきましては、4款地域支援事業費に介護予防普及啓発事業実施に伴う組替えを、また前年度精算に基づき、5款基金積立金に657万7,000円を追加して、介護給付費準備基金に積み立てるほか、7款諸支出金に国庫支出金等返還金2,263万3,000円、一般会計繰出金481万6,000円を計上しております。

一方、歳入予算では、7款繰入金に一般会計繰入金9万4,000円を追加し、8款繰越金に前年度繰越金を全額計上いたしました。

これによりまして、今回の補正は歳入歳出それぞれに3,402万6,000円を追加し、予算総額を6億9,202万6,000円とするものでございます。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中野勝正） 補足説明がありましたら、これを許します。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（金泉修一） 補足説明をいたします。

補正予算書379ページをお願いいたします。歳出予算では、4款地域支援事業費に介護予防普及啓発事業といたしまして、デジタル版高齢者ガイドブックの作成業務を委託するための組替えを、また前年度の精算に伴いまして、5款基金積立金に657万7,000円を追加いたしまして、介護給付費準備基金に積み立てるものであり、これによりまして同基金の年度末現在高は1億4,115万円となる見込みでございます。

また、7款諸支出金に前年度の国庫支出金等の返還金を計上しております。介護給付費負担金や地域支援事業交付金、支払基金交付金が過大交付となったため、返還するものでございます。

一方、歳入におきましては、377ページ、7款繰入金9万4,000円は、同基金積立金に充当いたしまして、8款、前年度積立金3,393万2,000円につきましては、それぞれ国庫支出金等返還金及び一般会計に繰り戻すほか、残余を同基金に積み立てております。

補足は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（中野勝正） これから質疑を行います。質疑ではページ、目、節を添えてお願いします。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第70号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 異議なしと認めます。

したがって、議案第70号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第70号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第70号は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中野勝正） 起立全員です。

したがって、議案第70号は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議案第71号 令和6年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
について

○議長（中野勝正） 日程第21、議案第71号 令和6年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（仙海直樹） ただいま上程されました議案第71号につきましてご説明を申し上げます。

歳出予算におきましては、3款後期高齢者医療広域連合納付金に61万8,000円を追加して、4款諸支出金に一般会計繰出金60万5,000円を計上しております。

一方、歳入予算では、4款繰越金に前年度繰越金を全額計上いたしました。

これによりまして、今回の補正は歳入歳出それぞれに122万3,000円を追加し、予算総額を7,494万円とするものでございます。

よろしくご審議を賜りますようお願いをいたします。

○議長（中野勝正） 補足説明がありましたら、これを許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） これから質疑を行います。質疑ではページ、目、節を添えてお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第71号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 異議なしと認めます。

したがって、議案第71号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第71号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第71号は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中野勝正） 起立全員です。

したがって、議案第71号は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議案第72号 令和6年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（中野勝正） 日程第22、議案第72号 令和6年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（仙海直樹） ただいま上程されました議案第72号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、やまや団地の分譲により不足している資源ごみ置場を設置する経費を追加いたしました。また、この財源として前年度繰越金を追加しております。

これによりまして、歳入歳出それぞれに補正額75万円を追加し、予算総額を1,129万9,000円とするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中野勝正） 補足説明がありましたら、これを許します。

建設課長。

- 建設課長（小崎一博） 設置いたします資源ごみステーションにつきまして、ヨドコウですとか、イナバ物置などの製品を山谷集落に提案いたしました。現在使っている木造りの小屋を希望されておりますので、縦、横、長さとも大体2メートル程度の木造りの小屋を計画しております。設置場所は、やまや団地沿いの道路沿いを予定しております。

以上でございます。

- 議長（中野勝正） これから質疑を行います。質疑ではページ、目、節を添えてお願いいたします。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（中野勝正） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第72号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（中野勝正） 異議なしと認めます。

したがって、議案第72号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（中野勝正） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第72号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第72号は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

- 議長（中野勝正） 起立全員です。

したがって、議案第72号は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議案第73号 令和6年度出雲崎町簡易水道事業会計補正予算（第1号）について

- 議長（中野勝正） 日程第23、議案第73号 令和6年度出雲崎町簡易水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（仙海直樹） ただいま上程されました議案第73号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、収益的収入に受託工事収益として500万円追加いたしました。

収益的支出では、1目原水及び浄水費に井戸の維持修繕管理に係る経費を追加いたしました。

2目配水及び給水費では、給水管布設替えや路面復旧の経費を追加しております。

3目受託工事費に2か所の消火栓取替え工事費を追加し、5目総係費では、2名分の人件費を1名分に減額しております。

これらによりまして、収益的収入に500万円を追加し、2億440万9,000円に、収益的支出に334万3,000円を追加し、2億186万3,000円とするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中野勝正） 補足説明がありましたら、これを許します。

建設課長。

○建設課長（小崎一博） 67ページの表紙をお願いいたします。第3条、特例的収入および支出の補正です。未収金、未払金とも令和5年度分の事業でございますが、打切り決算により3月末までに収入、支出とならない現金でございます。3月末の水道使用料、運営準備基金の繰入金、メーター検針の負担金など、4月以降に収入となるものを補正いたしました。未払金につきましては、3月末までに支払わない公営企業移行に係る委託料などがございます。簡易水道事業特別会計のときの営業によるものでございまして、特例的収入及び支出という名称についての補正は今年度限りのものでございます。

70、71ページをお願いいたします。収入でございますが、2目受託工事収益に消火栓取替え工事分として追加をしております。

支出でございます。1目原水及び浄水費に取水量が低下ぎみでございます上中条系井戸の清掃委託料、それと井戸ポンプのオーバーホールの経費を追加いたしました。

2目配水及び給水費に複数回の自然漏水があります上中条地内の給水管の布設替えと町内の漏水復旧に伴う路面復旧費を追加いたしました。

3目受託工事費に船橋地内の2か所の消火栓取替え工事を追加しております。

5目総係費でございますが、人事配置の関係で1名分の人件費を減額いたしました。

以上でございます。

○議長（中野勝正） これから質疑を行います。質疑ではページ、目、節を添えてお願いいたします。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第73号は、会議規則第39条第3項の規定によ

り委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 異議なしと認めます。

したがって、議案第73号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第73号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第73号は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中野勝正） 起立全員です。

したがって、議案第73号は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議案第74号 教育委員会委員の任命について

議案第75号 教育委員会委員の任命について

○議長（中野勝正） 日程第24、議案第74号 教育委員会委員の任命について、日程第25、議案第75号 教育委員会委員の任命について、以上2件を一括議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（仙海直樹） ただいま上程されました議案第74号及び第75号の教育委員会委員の任命につきまして、一括してご説明を申し上げます。

現在教育委員をお願いしております宮田よしみ氏と松岡聡氏が令和6年10月26日をもって任期満了を迎えます。引き続き両名を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき議会の同意をお願いしたく、提案するものでございます。

よろしくご審議を賜りますようお願いをいたします。

○議長（中野勝正） これから質疑を行います。

最初に、議案第74号の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、議案第75号の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第74号及び議案第75号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 異議なしと認めます。

したがって、議案第74号及び議案第75号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

最初に、議案第74号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

次に、議案第75号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

最初に、議案第74号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第74号は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中野勝正） 起立全員です。

したがって、議案第74号は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第75号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第75号は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中野勝正） 起立全員です。

したがって、議案第75号は原案のとおり同意することに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（中野勝正） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

(午前11時30分)